

令和5年度運営指導における指導事項について

1 個別サービスに関する事項

(1) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

○委託業務に係る実施状況の確認

[事例]

- ・福祉用具の保管又は消毒を他の事業者へ委託により行わせていたが、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録がなかった。

福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。

必ず定期的に確認の上、その結果等について記録し、適切に保管してください。

○福祉用具貸与の具体的取扱方針

[事例]

- ・指定福祉用具貸与の提供に当たり、全国平均貸与価格等に関する情報を提供していなかった。
- ・個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていなかった。

福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定、かつ、使用されるよう、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得てください。

※特定福祉用具販売においては、文中「貸与」を「販売」に、下線部分を「販売費用の額等」と読み替えてください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp